

福寿院幼稚園運営規程

(事業者の名称等)

第1条 宗教法人福寿院が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 福寿院幼稚園

(2) 所在地 足立区伊興二丁目18番19号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 福寿院幼稚園(以下「本園」という。)は、学校教育法第22条及び第23条にしたがって、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 本園は、「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年足立区条例第102号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもについて、次のとおり定める。

年次	3歳児	4歳児	5歳児
学級数	1学級	1学級	1学級
利用定員	26名	27名	27名

(教育課程)

第4条 本園の教育課程は幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

(提供する保育内容)

第5条 保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等である。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

(3) 教諭 3名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 事務職員 1名

上司の名を受け、事務に従事する。

(5) 園医 1名

保健に関する職務に従事する。

(6) 園歯科医 1名

歯科衛生に関する職務に従事する。

(7) 園薬剤師 1名

薬剤及び環境衛生に関する職務に従事する。

(保育期)

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

(1) 第1保育期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2保育期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3保育期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の休日に関する法律に規定する日

(4) 夏季休業 原則として7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業 原則として12月23日から1月7日まで

(6) 春季休業 原則として3月21日から4月4日まで

(7) 開園記念日 5月4日

(保育の提供を行う時間)

第8条 保育の提供を行う時間は次のとおりとする。

(1) 教育課程に係る保育時間

午前9時から午後2時まで。ただし、季節により多少変更することがある。

(2) 預かり保育時間

前項以外の時間帯に保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時まで又は午後2時から午後6時までの範囲内で、預かり保育を提供する。ただし、季節により多少変更することがある。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 本園の保育を利用した園児の保護者は、基本負担額と特定負担額を合計した保育料を園に支払うものとし、保護者は出席の有無にかかわらず毎月5日までにその月分を納入しなければならない。

2 基本負担額は園児の居住する市区町村が定める額とする。

- 3 特定負担額は月額 7,100 円とし、その内訳は特定職員配置費 7,100 円とする。
- 4 本園は、前項の支払を受けるほか、保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(入園に関する事項)

第 10 条 本園の入園については、園長の許可を要する。

- 2 入園しようとする者は、所定の申込書に必要書類を添えて提出するものとする。
- 3 入園にあたっては、園児面接及び保護者面談を実施するものとし、募集人数よりも申込が多い場合には先着順により決定する。
- 4 前号の規定によらず、本園の通園バスの運行範囲で居住していないこと、集団生活にあたり特別な配慮を要すること、利用者負担金が期日までに支払われないことなどを理由として、入園を断る場合がある。
- 5 第 3 号の規定によらず、在園児弟妹、卒園児弟妹、保護者卒園児を優先的に入園させることもある。
- 6 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、避難及び消火に係る訓練を年 6 回実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる

ものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条

附 則

(施行)

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

1 この規定は、令和 8 年 4 月 1 日に改定・施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	保育に係る教材費	月額 1, 100 円
冷暖房費	水道光熱費	月額 1, 100 円
通園バス代	車両維持費、運転手人件費、燃料費	往復月額 3, 500 円 片道月額 2, 500 円
給食費	給食費	1食 350 円
保育用品代	保育用品の購入代金	年額約 25, 000 円
保険健診料	傷害保険料、健康診断料	年額 3, 500 円
口座振替手数料	口座振替に係る年間手数料	年額 180 円
園服等代金	園服、上履き、通園かばん等	一括約 30, 000 円
夏園服等代金	夏園服、夏帽子等	一括約 15, 000 円
お泊まり会費 (年中のみ)	布団代、食事代等	一括 2, 000 円
日光林間保育積立 (年中のみ)	宿泊費、食事代、バスチャーター費、高速料金等	月額 1, 900 円
卒園費積立 (年長のみ)	卒園遠足費、アルバム作成費、卒園記念品代、卒園式費用等	月額 1, 500 円

2 預かり保育に係る利用者負担

時間	負担額
午前 7 時 30 分から午前 9 時まで	日額 200 円
午後 2 時から午後 6 時まで	日額 600 円
長期休暇中 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで	時間によって 200 円～2, 000 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は領収証を交付する。

ただし、口座振替についてはこれに代わるものとする。